

○東京藝術大学美術愛住館施設管理細則

（令和8年1月22日  
制定）

（設置）

第1条 本学に、「堺屋太一記念 東京藝術大学 美術愛住館（以下「愛住館」という。）」を置く。

（目的）

第2条 愛住館は、本学における教育研究活動の充実、文化芸術活動及び国際交流活動の振興並びに教育研究に係る社会連携活動の推進に寄与することを目的とし、その目的を達成するため、国内外のアーティストに滞在・制作の場を提供するとともに、展覧会等の開催の場を設けるものとする。

（施設）

第3条 前条の目的を達成するため、愛住館に次の施設を設ける。

- （1）レジデンススペース
- （2）展示室
- （3）共用設備及びその他必要な設備

（管理責任者）

第4条 学長は、愛住館の管理等を社会連携課長に行わせるものとする。

（レジデンススペース入居資格）

第5条 レジデンススペースに入居できるものは、次の各号の一に該当する者とする。

- （1）本学が招聘するアーティスト及びその家族
- （2）本学が教育・研究又は社会連携のために受け入れる者及びその家族
- （3）その他学長が適当と認めた者

（入居の手続き及び許可）

第6条 前条の者が入居を希望する場合は、原則として、当該者を受け入れる部局から入居申請書により学長に願い出るものとする。

2 入居を許可された者（以下「入居者」という。）は、入居時に所定の入居届を提出しなければならない。

（入居期間）

第7条 入居期間は、原則として、本学が当該者を招聘または受け入れる期間とする。

（入居期間の変更）

第8条 許可された入居期間を変更する場合は、所定の入居期間変更申請書により学長に願い出るものとする。

（退去の手続き）

第9条 入居者は退去の際、所定の退去届を提出しなければならない。

（使用料等）

第10条 入居者は、別に定めるところにより、使用料を所定の期日までに支払わなければならない。

2 入居者は生活に必要な光熱水料、共益費及び退去後の清掃等に要する経費を負担しなければならない。

3 本学は招聘条件等により、前2項の費用の一部又は全部を免除することができる。

(施設保全)

第11条 入居者は、施設・設備・備品の保全に留意し、防災・保健衛生等の保持に努めなければならない。

(部外者の宿泊禁止)

第12条 レジデンススペースには、入居者以外の者を宿泊させてはならない。ただし、家族等について学長が必要と認めた場合は、この限りではない。

(展示室の使用資格)

第13条 展示室を使用できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) レジデンススペース入居者

(2) 本学の教職員

(3) その他学長が認めた者

(使用手続き及び許可)

第14条 展示室を使用する場合は、事前に所定の使用申込書を提出し、許可を得なければならない。

(使用料等)

第15条 展示室の使用を許可された者は、別に定めるところにより、使用料を、所定の期日までに支払わなければならない。

2 本学は招聘条件等により、この費用の一部又は全部を免除することができる。

(損害賠償)

第16条 愛住館の利用者（入居者を含む。）は、故意又は過失により施設・設備・備品等を破損、滅失又は汚損したときは、原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(業務分担)

第17条 愛住館の管理運営業務は社会連携課が行う。ただし、施設の維持管理に係る技術的事項は施設課が、使用料等の徴収に係る事項は財務会計課が行い、必要に応じて所管部局が分担する。

(雑則)

第18条 この細則に定めるもののほか、愛住館の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この細則は、令和8年1月22日から施行する。